

音のない世界の「ことば」を紡ぐ 西尾市手話言語条例を制定

ろう者を含む全ての人々が分け隔てられることなく互いを尊重し合う地域社会の実現を目指し、「西尾市手話言語条例」を制定しました。障害者の権利に関する条約と障害者基本法では、言語と位置づけられている手話。手話の理解と普及を図り、ろう者が自らのコミュニケーション手段として手話を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

手話は大切な「ことば」

ほとんど耳の聞こえないろう者にとって、手や体の動き、表情を使う手話はことばであり、コミュニケーションの大切な手段です。聞こえる人が日本語を音声で学び、暮らしているように、ろう者は手話で学び、生活しています。

筆談ではだめなの？

事故や病気で聴力を失っても、それまでに音声による言葉と文字が身に付いていれば、筆談で意思疎通が



できます。しかし、生まれつき聞こえない人にとって文字を理解することは簡単ではなく、複雑な文章が苦手な人もいます。

耳の障害は外見では分かりません。「もし、自分の耳が聞こえなかったら」と想像してください。聞こえる人にとって当たり前のことが、そうでない人もいるということに気付くことが大切です。

☎福祉課 (☎65・2113)

聴覚障害者の声を紹介

こんなことに困っています

- 電車内や駅のホームで、事故や遅延のアナウンスが聞こえず、何が起きたか分からず不安になる
- 町内会の会合や防災訓練に参加しても、話が理解できない
- スーパーでの特売の放送が分からない
- 車のクラクションを鳴らされても分からない
- 飲食店で注文がうまく伝わらず違うものが出てきた
- 筆談に時間がかかり、周りの人にじろじろ見られた
- 病院で手術内容を説明されても分からない

西尾市手話言語条例に期待すること

誰もがいきいきと暮らせる西尾市に

条例の制定をきっかけに、ろう者や手話のことを多くの方に知ってほしいです。障害の有無に関わらず、みんながいきいきと暮らせる西尾市になり、手話の輪が広がってほしいと願っています。

西尾聴覚障害者協会 井内伸二会長



アクティにしお車座講座

自分探しの旅「性格診断テストを受けてみよう」

時 2月22日(土) 午後1時30分～3時

場 アクティにしお

定 10人 (先着)

¥300円

講 認定臨床心理療法士 榎本雅一氏

申問 1月19日(日)～2月15日(土)午前9時～午後5時に、氏名・電話番号を直接または電話、ファクス、Eメールでアクティにしお (☎56・3923/FAX53・0230/✉saposen@katch.ne.jp) へ。月曜日を除く。